

# ○ 山梨大学総合分析実験センター遺伝子改変マウス等作製に係る申合せ

制定 平成29年 8月10日

## (趣旨)

第1条 この申合せは、山梨大学総合分析実験センター遺伝子改変マウス等作製受託内規（以下「内規」という。）に定めるもののほか、山梨大学総合分析実験センター（以下「センター」という。）が行う遺伝子改変マウス等作製（以下「作製」という。）に関し、必要な事項を定める。

## (様式)

第2条 内規第4条に規定する申込書の様式は様式1、規程第5条第2項に規定する承諾書の様式は様式2のとおりとする。

2 内規第10条第1項に規定する送付書の様式は様式3、同条第2項に規定する受領書の様式は様式4、同条第3項に規定する遺伝子確認変異報告書の様式は様式5のとおりとする。

## (受託手続き)

第3条 センターは、遺伝子改変マウス等の作製支援準備が整い次第、定期的に教職員用掲示版システム及び山梨大学ホームページ等を通じて内外に通知する。

2 内規第4条に規定する申込みにあたり、遺伝子改変マウスの作製等を委託しようとする者（以下「委託者」とする）は、事前にセンター教員と打ち合わせ後、上記通知後1ヶ月以内に、様式1の遺伝子改変マウス作製等申込書をセンターの長（以下「センター長」という。）に提出しなければならない。

3 内規第5条に規定するセンター長による承諾の可否決定にあたり、委託者多数の場合は、センター内で依頼内容を審査し、若干数の受託を決定する。本審査にあたり、センター長は委託者に追加資料の提出を求めることができる。受託されなかった委託者の依頼は、次回以降の通知に係る依頼と共に審査される。

## (料金)

第4条 内規第6条第2項の規定に基づき、作成にあたり依頼者が負担する金額は、別表1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、学内の依頼者が負担する額は、別表2のとおりとする。

(その他)

第5条 この申合せに定めるもののほか、作製に関し必要な事項は、山梨大学総合分析実験センター長が決定するものとする。

附 則

この申合せは、平成29年 8月10日から施行する。

様式1 (第2条関係)

平成 年 月 日

遺伝子改変マウス等作製及び供給申込書

山梨大学総合分析実験センター長

殿

委託者 所属機関名

職名・氏名

印

遺伝子改変マウス等の作製等について下記のとおり申込みます。

|                     |  |     |         |
|---------------------|--|-----|---------|
| ※申込区分・件数            | 申込区分   | 番   | 件       |
| 研究テーマ               |  |     |         |
| 研究目的                |  |     |         |
| マウス系統名等             |  |     |         |
| 使用目的                | 教育   | 研究  | その他 ( ) |
| 担当者名                |  |     |         |
| 連絡方法                | Tel  | Fax | E-mail  |
| 請求書の送付先等を以下に御記載下さい。 |  |     |         |
| 宛名                  |  |     |         |
| 郵便番号                |  |     |         |
| 住所                  |  |     |         |
| 連絡方法                | Tel  | Fax | E-mail  |
| 備考                  |  |     |         |
| 遺伝子組み換え実験申請書        | <input type="checkbox"/> 提出済 (承認番号: ) <input type="checkbox"/> 未提出 |     |         |
| 動物実験計画書             | <input type="checkbox"/> 提出済 (承認番号: ) <input type="checkbox"/> 未提出 |     |         |

※「山梨大学総合分析実験センター遺伝子改変マウス等作製に係る申合せ」別表の小区分より選択し記載してください。

なお、申込みを行うにあたり、「山梨大学総合分析実験センター遺伝子改変マウス等作製受託内規」及び「山梨大学総合分析実験センター遺伝子改変マウス等作製に係る申合せ」を遵守します。

様式2（第2条関係）

梨大総分セ発第 号  
平成 年 月 日

遺伝子改変マウス等作製及び供給承諾書

委託者 所属機関名  
職名・氏名

殿

山梨大学総合分析実験センター長 印

平成 年 月 日付で申込みのありました遺伝子改変マウス等作製及び供給については、下記のとおり承諾します。

なお、作製料金については、所定の期日までに本学が発行する請求書により納入願います。

記

1. 研究テーマ

2. 申込区分・件数

3. マウス系統名等

4. 供給条件

「山梨大学総合分析実験センター遺伝子改変マウス等作製受託内規」及び「山梨大学総合分析実験センター遺伝子改変マウス等作製に係る申合せ」に従うとともに次の事項を遵守すること。

5. その他

様式3（第2条関係）

梨大総分セ発第 号  
平成 年 月 日

遺伝子改変マウス等送付書

委託者 所属機関名  
職名・氏名 殿

山梨大学総合分析実験センター長 印

平成 年 月 日付けで申込みのありました遺伝子改変マウス等作製を終了しましたので、下記のとおり送付します。

なお、受領のうへは、別添の「受領書」を返送願います。

記

|         |  |
|---------|--|
| 研究テーマ   |  |
| 申込区分    |  |
| マウス系統名等 |  |
| 数量      |  |
| 備考      |  |

様式4（第2条関係）

平成 年 月 日

遺伝子改変マウス等受領書

山梨大学総合分析実験センター長 殿

委託者 所属機関名  
職名・氏名

印

下記のとおり確かに受領しました。

記

|         |  |
|---------|--|
| 研究テーマ   |  |
| 申込区分    |  |
| マウス系統名等 |  |
| 数量      |  |
| 備考      |  |

様式5（第2条関係）

平成 年 月 日

遺伝子変異確認報告書

国立大学法人山梨大学総合分析実験センター長 殿

依頼者 所属機関名

職名

氏名

印

下記の遺伝子の変異を確認しましたので報告します。

記

1 種別

- 遺伝子改変マウスの作製
- キメラマウスの作製

2 マウス数 匹

出生日 ( ) 系統 ( ) 標的遺伝子 ( )

変異個体数 匹

3 その他

- 再実施を希望
- コンストラクトを再考し、再実施を希望
- 目的の成果が得られたので終了

別表1（第4条関係）

| 大区分   | 小 区 分                       |             | 料 金         |
|---|-----------------------------|-------------|-------------|
| (1)遺伝子導入マウスの作製  | ① CRISPR/Cas9によるノックアウトマウス作製 | 受託諸費用       | 300,000 円／回 |
|   |                             | 2 回目以降      | 150,000 円／回 |
|   |                             | 成功時支払費用     | 493,000 円   |
|   | ② 送付されたベクターを受けて TG マウス作製    | 受託諸費用       | 300,000 円／回 |
| 2 回目以降  |                             | 150,000 円／回 |             |
|   | 成功時支払費用                     | 493,000 円   |             |
| (2)キメラマウスの作製  | ③ 送付された ES 細胞を受けて作製         | 受託諸費用       | 300,000 円／回 |
|   |                             | 成功時支払費用     | 501,000 円   |
| (3)その他作成に係る特殊な依頼  | ④ 体細胞クローン胚作製                | 受託諸費用       | 300,000 円／回 |
|   |                             | 2 回目以降      | 150,000 円／回 |
|   |                             | 成功時支払費用     | 598,000 円   |
|   | ⑤ 凍結死体からの ES 細胞の樹立          | 受託諸費用       | 300,000 円／回 |
|   |                             | 2 回目以降      | 150,000 円／回 |
|   |                             | 成功時支払費用     | 598,000 円   |
| ⑥ その他<br>(ご依頼されたい内容をご相談くださいー例：ホモのノックアウトマウスで出生後致死になる産子の精巣をヌードマウスの皮下に移植し、精子をレスキューする等) | 受託諸費用                       | 300,000 円／回 |             |
|   | 2 回目以降                      | 150,000 円／回 |             |
|   | 成功時支払費用                     | 612,000 円   |             |



別表2（第4条関係）

| 大区分   | 小 区 分                       |             | 料 金         |
|---|-----------------------------|-------------|-------------|
| (1)遺伝子導入マウスの作製  | ① CRISPR/Cas9によるノックアウトマウス作製 | 受託諸費用       | 150,000 円／回 |
|   |                             | 2 回目以降      | 75,000 円／回  |
|   |                             | 成功時支払費用     | 289,000 円   |
|   | ② 送付されたベクターを受けて TG マウス作製    | 受託諸費用       | 150,000 円／回 |
| 2 回目以降  |                             | 75,000 円／回  |             |
|   | 成功時支払費用                     | 289,000 円   |             |
| (2)キメラマウスの作製  | ③ 送付された ES 細胞を受けて作製         | 受託諸費用       | 150,000 円／回 |
|   |                             | 成功時支払費用     | 297,000 円   |
| (3)その他作成に係る特殊な依頼  | ④ 体細胞クローン胚作製                | 受託諸費用       | 150,000 円／回 |
|   |                             | 2 回目以降      | 75,000 円／回  |
|   |                             | 成功時支払費用     | 393,000 円   |
|   | ⑤ 凍結死体からの ES 細胞の樹立          | 受託諸費用       | 150,000 円／回 |
|   |                             | 2 回目以降      | 75,000 円／回  |
|   |                             | 成功時支払費用     | 394,000 円   |
| ⑥ その他<br>(ご依頼されたい内容をご相談くださいー例：ホモのノックアウトマウスで出生後致死になる産子の精巣をヌードマウスの皮下に移植し、精子をレスキューする等) | 受託諸費用                       | 150,000 円／回 |             |
|   | 2 回目以降                      | 75,000 円／回  |             |
|   | 成功時支払費用                     | 408,000 円   |             |